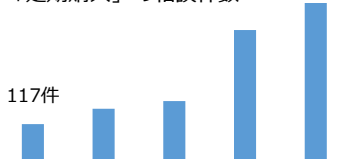


「定期購入」に関するトラブルにご注意ください！

現在、SNSやネット広告の「初回無料」や「お試し500円のみ」などの表示を見てサプリメントや化粧品を購入したら、定期購入が条件となっていて、何度も商品が送付され高額な請求を受けた、というトラブルが急増しています。

道立消費生活センター
「定期購入」の相談件数



※横軸は年度。2020年度は1月4日現在。

【例えばこんなトラブルです】

スマートフォンで動画サイトの広告を見て、**初回10円**のダイエットに効果があるというサプリメントをクレジットカード決済で注文した。1回限りのサンプルだと思っていたが、注文確認メールが届き最低6回、**合計金額25,000円の定期購入である**ことに気づき驚いた。解約しようと電話したがつながらず、Webフォームからも連絡したが返信がない。どうしたらよいか。

飲むだけで**-20kg**

ダイエットサプリ

初回10円!!

通常価格4,000円

今すぐ注文する!

6か月以上の購入が条件です。
2回目以降4000円

- つい「安いから」「無料だから」「お試しだから」と安易に購入アイコンをクリックしてしまいがちですが、広告をよく読まないと予期せぬトラブルに遭うことがあります。
- しかも、トラブルに遭っている人は、「**給与所得者**（事業所に勤務している方）」「**年齢は40～50歳代の方**」が最多となっています。
- コロナ禍による在宅勤務の広がりや外出自粛から在宅時間が増え、スマートフォンやタブレットを見る時間・機会が増えたことによりトラブルに遭う可能性も増えています。
- 「**初回無料**」「**お試し500円**」などと強調されて表示されているインターネット通販の広告は、「定期購入が条件となっているかもしれない」「最終的に高額な代金を支払わせるものかもしれない」との疑いをもって、**広告の内容をよく確認してください。**
- 中には「**2回目以降も購入することが条件**」「**1回だけでやめる場合は「無料」や「お試し価格」が適用されない**」といった条件が、広告の中の目立たないところに小さい文字で記載されている場合があります。一見、良い条件につられて購入ボタンをクリックせず、**画面をくまなく確認**しましょう。
- 「**解約はいつでも可能です**」という表示がされていても、**電話でしか解約できず電話もなかなか繋がらない**ことがあります。また、2回目の商品受取りが条件となっている場合もあります。「**全額返金保証**」と表示されていても厳しい条件が付けられていることがあります。**解約返金の条件**についても、目に付く表示の内容を鵜呑みにせず、隠れた表示がないか**リンク先も含め画面を確認**しましょう。
- 契約するときは、広告画面、最終確認画面とも、**画像をすべて証拠として保存しておきましょう。**万が一トラブルになったらお近くの**消費生活センター**（消費生活相談窓口）か「（消費者ホットライン）188」番に、**すぐに相談**してください。